

自転車の安全で適正な利用の促進に向けた専門家会議設置要綱

(制定) 令和元年5月20日付 31都安総交第128号

(目的)

第1 自転車が関連する近年の交通事故の発生状況等を受け、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて求められる対策等を検討するため、学識経験者や専門家の知見を取り入れ効果的な施策展開を図ることを目的とし、自転車の安全で適正な利用の促進に向けた専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 専門家会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- 一 自転車の安全で適正な利用の促進に向けて求められる対策等に関すること。
- 二 その他、自転車の利用に関すること。

(構成)

第3 専門家会議は、都民安全推進本部長が委嘱する委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者とし、その人数は、当該各号に掲げる人数以上とする。

- 一 学識経験者及び有識者 3名
- 二 自転車利用者 2名
- 三 業界団体に所属する者 2名

3 専門家会議の委員の総数は、10人以内とする。

(座長)

第4 専門家会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、専門家会議を主催し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

4 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(設置期限)

第5 専門家会議の設置期限は、令和元年12月31日までとする。

(任期)

第6 委員の任期は、委嘱した日から令和元年12月31日までとする。

(事務局)

第7 専門家会議の事務局は、都民安全推進本部に置く。

2 事務局は、専門家会議を進行し、専門家会議の結果を取りまとめる。

3 事務局は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(補則)

第8 専門家会議は、公開で行うものとする。ただし、議事において個人のプライバシー、企業秘密及び法令等による公開禁止の情報を取り扱うことが予定される場合、座長は、委員の承認を得て、議事の全部又は一部を公開しないことができる。

2 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営について必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。